

定款認証の負担軽減のためのデジタル活用に向けた実務検討会

中間案（令和6年10月4日取りまとめ）

（前注1）「所定のフォームに従って一定の必要事項（商号・事業目的・発行可能株式数等）について入力又は選択をすることで定款案が簡易・確実・迅速に作成されるシステム等（システムないしアプリケーション）」を用いて作成された定款案を「モデル定款」と呼称することとしている。

（前注2）面前確認の見直しについては、現行の方法での面前確認手続を希望する者に対してはそれを認めることを前提とした上で、面前確認の省略を希望する者に対して新たな選択肢を設けるという観点から順次検討したものである。

第1 モデル定款の導入等に関する検討

1 モデル定款の実現可能性を検討すべき会社の範囲

当面、①発起人が自然人、②設立形態が発起設立、③組織形態が取締役会非設置会社、④株式発行形態は普通株式のみの⑤非公開会社に限定して、モデル定款の実現可能性を検討するものとする。

2 モデル定款の具体的な内容（商号・事業目的を除く。）

モデル定款の具体的な内容について、末尾の「モデル定款イメージ（試案）」を基本として、その詳細を更に検討するものとする。

3 モデル定款における商号・事業目的の取扱い及びモデル定款を作成するシステム等を利用した場合の効果

モデル定款においては商号・事業目的をいずれも自由記載とした上で、公証人が適法性を担保する審査を行い、モデル定款を作成するシステム等を利用した場合の効果としては、特に迅速・優先的に審査を行うこととし、認証手続に要する時間を大幅に短縮するとともに、設立登記までに要する時間も併せて短縮するものとする。

（注）本文のほか、後記第2の3のとおり、面前確認手続を省略することができる可能性があることも、モデル定款を作成するシステム等を利用した場合の効果の一つとなる。

4 モデル定款を作成するシステム等の位置付け

モデル定款を作成するシステム等については、既存システム（登記・供託オンライン申請システムや法人設立ワンストップサービス）を有効活用し、モデル定款の作成を既存システムの新たな機能として位置付けた上で、国がその基本的機能を開発することとし、そのAPIを提供して民間が広く活用する方向で検討するものとする。

第2 面前確認の見直し等に関する検討

1 デジタル技術を用いた発起人の本人確認

定款認証手続におけるデジタル技術を用いた発起人の本人確認については、マイナンバーカードの公的個人認証の活用を基本とするものとする。

2 発起人の真意（実質的設立意思）の内容

定款認証手続におけるデジタル技術を用いた発起人の真意（実質的設立意思）の確認に関して、確認されるべき発起人の真意（実質的設立意思）の内容について、少なくとも「定款に基づいてその会社を設立する意思があること」の確認は必要であるものとする。

（注）「定款に基づいてその会社を設立する意思があること」の内容及び「真に発起人となる意思があること」の確認の要否については、後記3の詳細を更に検討することと併せて、引き続き検討するものとする。

3 デジタル技術を用いた発起人の真意（実質的設立意思）の確認の在り方

デジタル技術を用いた発起人の真意（実質的設立意思）の確認の在り方について、次の方向性を基本として、その詳細を更に検討するものとする。

モデル定款を作成するシステム等を利用して定款案を作成した場合に限ることを前提として、公証人が以下の【観点①】及び【観点②】から複合的に判断して、違法・不当な目的による設立や具体的な事業活動意思のない設立であるリス

クが低いと認められる場合には、面前確認手続を省略することができるものとする。

【観点①】発起人を始めとした定款に記載されている情報をデータベース化した上で、違法・不当な目的による設立や具体的な事業活動意思のない設立であるリスクの高い嘱託であるかについて、定款に記載された内容を審査することによって判定する。

【観点②】違法・不当な目的による設立や具体的な事業活動意思がない設立であるリスクの高い嘱託であるかを判別するための質問を数十問程度練り上げた上で、モデル定款を作成するシステム等の中で、そのうち5～10問程度をランダムに自由記載で問うこととし、その回答の内容を審査することによって判定する。

4 面前確認手続における代理利用の在り方

面前確認手続における代理利用の在り方について、前記3のデジタル技術を用いた発起人の真意（実質的設立意思）の確認の在り方に関する検討も踏まえ、その確認をする適格がない代理人による面前確認手続を許容しないものとする。

モデル定款イメージ（試案）

第1章 総 則

（商号）

第1条 当社は、【自由記載】と称する。

（目的）

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。【自由記載欄を確保】

1 . . .

2 . . .

3 . . .

. . .

（本店所在地）

第3条 当社は、本店を【都道府県・市区町村を選択】に置く。

（公告方法）

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による広告をすることができない場合には、官報に掲載する方法により行う。【官報・日刊新聞も選択できるものとする。】

第2章 株 式

（発行可能株式総数）

第5条 当社の発行可能株式総数は、【第34条の発起人が割当てを受ける株式数の総和以上で数値を自由入力】株とする。

（株券の不発行）

第6条 当社は、その株式に係る株券を発行しない。

（株式の譲渡制限）

第7条 当社の発行する株式の譲渡による取得については、株主総会の承認を受けなければならない。【代表取締役も選択できるものとする。】

（相続人等に対する売渡請求）

第8条 当社は、相続、合併その他の一般承継により当社の譲渡制限の付された株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。【相続人等に対する売渡請求の規定を置かないこともできるものとする。】

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第9条 当社の株式の取得者が株主の氏名等の株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書にその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と株式の取得者が署名又は記名押印し、共同してしなければならない。ただし、法務省令で定める場合には、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

(質権の登録及び信託財産の表示の請求)

第10条 当社の発行する株式につき質権の登録、変更若しくは抹消又は信託財産の表示若しくは抹消を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印してしなければならない。

(手数料)

第11条 前二条の請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

(株主の氏名等の届出)

第13条 当社の株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、氏名又は名称、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。

2 前項の届出事項を変更したときも、同様とする。

第3章 株主総会

(招集時期)

第14条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集する。

(招集通知)

第16条 株主総会の招集通知は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主に対し、会日の1週間前までに発する。ただし、書面投票又は電子投票を認める場合には、会日の2週間前までに発するものとする。【本文の通知は、3日～2週間の範囲で選択することができるものとする。】

2 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(株主総会の議長)

第17条 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれに当たる。

2 代表取締役社長に事故があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

(株主総会の決議)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(決議及び報告の省略)

第19条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 株主総会の議事については、開催の日時及び場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。【署名等を不要とすることもできるものとする。】

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第21条 当社の取締役は、1名以上とする。

(取締役の資格)

第22条 取締役は、当社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。【初期設定としては規定を置かないこととし、規定を置くこともできるものとする。】

(取締役の選任)

第23条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の解任)

第24条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって解任する。

【初期設定としては規定を置くこととし、規定を置かないこともできるものとする。】

(取締役の任期)

第25条 取締役の任期は、選任後【1～10の範囲で選択】年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第26条 当会社に取り締役を複数置く場合には、取締役の互選により、代表取締役1名以上を定め、そのうち1名を社長と定める。当会社に置く取締役が1名の場合には、当該取締役を代表取締役社長とする。

2 代表取締役は、当会社を代表する。

3 当会社の業務は、専ら代表取締役社長が執行する。

(取締役の報酬及び退職慰労金)

第27条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第28条 当会社の事業年度は、毎年【1～12から選択】月1日から【左記に対応して翌年1～11、又は同年12が自動入力】月末日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第29条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(配当の除斥期間)

第30条 剰余金の配当がその支払の提供の日から3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額)

第31条 当社の設立に際して出資される財産の価額は、金【第34条の各発起人が払い込む金銭の額の総和】円とする。

(成立後の資本金の額)

第32条 当社の設立に際して出資される財産の全額を成立後の資本金の額とする。【当社の設立に際して出資される財産の価額のうち、金【1以上かつ第31条の金額の2分の1以上で数値を自由入力】円を成立後の資本金の額とし、その余を資本準備金の額とすることも選択できるものとする。】

(最初の事業年度)

第33条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から〇〇年【第28条に対応して1～12が自動入力】月末日とする。

(設立時取締役等)

第33条 当社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりである。

設立時取締役 【自由記載】

設立時取締役 【自由記載】

設立時代表取締役 【自由記載】

(発起人の氏名ほか)

第34条 発起人の氏名、住所、設立に際して割当てを受ける株式数及び株式と引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。

【住所自由記載】

発起人 【自由記載】 【1以上で数値を自由入力】株、金【1以上で数値を自由入力】円

【住所自由記載】

発起人 【自由記載】 【1以上で数値を自由入力】株、金【1以上で数値を自由入力】円

(法令の準拠)

第35条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。